短期入所療養介護(介護予防)利用約款

第1条(約款の目的)

介護老人保健施設やすらぎ(以下「当施設」という)は、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように、一定の期間、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)を提供します。一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金の支払を取り決める事を、本約款の目的とします。

第2条(適用期間)

本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護) 利用同意書を当施設に提出したのち、入所日から効力を有します。但し、身元引受人に変 更があった場合は、新たに同意を得る事とします。

2 利用者は、第4条及び第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって 繰返し当施設を利用する事が出来るものとします。但し、本約款別紙1・2・3の改定が行 われた場合は新たに同意を得る事とします。

第3条(身元引受人)

利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てる事ができない相当の理由がある場合を除きます。

- ①行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者を言います。以下同じ。)である事
- ②弁済をする資格を有する事
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の責務を極度額100万 円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行する様に協力する事。
- 4 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな 身元引受人を立てる事を求める事ができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではあ りません。
- 5 身元引受人の請求があった時は、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が 到来している等情報を提供します。

第4条(利用者からの解除)

利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表明をする事により、利用者の居宅サービス計画(介護予防サービス)に関わらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了する事ができます。尚、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除する事ができます。但し、利用者の利益に反 する場合は、この限りではありません。

第5条(当施設からの解除)

当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了する事ができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護(介護) 護予防短期入所療養介護)の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払い を督促したにも関わらず30日以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者又は身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てる事を求めたのに対し新たな身元引受人をたてない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てる事ができない相当の理由がある場合を除く
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させる 事ができない場合

第6条(利用料金)

利用者及び身元引受人は、連帯して、サービスの対価として【別紙】に定める料金により計算された利用期間ごとの合計金額をお支払い下さい。

- 2 当施設は、当月の料金の合計金額の請求書に明細を付して、翌月10日前後に送付しま す。
- 3 当月の料金の合計金額を請求書到着の月末までにお支払い下さい。 事務所窓口「9:00から17:00 土曜日・日曜日・祭日含む」
- 4 当施設は、料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

第7条(サービスの提供の記録)

当施設は、利用者の短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、利用者の代理人及び身元引受人に対しては、利用者の承諾その他必要と認られる場合に限り、これに応じます。

第8条 (身体の拘束等)

当施設は、原則として利用者に対し身体的拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う事があります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する事とします。

第9条(秘密の保持及び個人情報の保護)

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人もしくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業所が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行う事とします。

- ① サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者の病状の急変が生じた場合医療機関への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護の為、必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

第10条 (緊急時の対応)

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力 医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第11条(事故発生時の対応)

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機 関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等、利用者又は保証人が指定する者及び保険者の 指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

第12条 (要望又は苦情等の申出)

利用者及び身元引受人は、当施設の提供する短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)に対しての要望又は苦情等ついて、事務部長に申し出る事ができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出る事ができます。

船橋市苦情窓口 指導監査課 047-404-2712

第13条(賠償責任)

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供に伴って当施設の責に帰すべき 事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償する ものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

第14条(本約款に定めのない事項)

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定める所により、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定める事とします。

第15条 (第三者評価の実施)

なし。

短期入所療養介護(介護予防) について

(令和6年4月1日)

◇介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の概要

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護者の家庭等での生活を継続させる為に立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る為、提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人(ご家族)の希望を十分に取り入れ、又、計画の内容については同意をいただく様になります。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただける様、常に利用者の立場にたって運営しています。

療養室:個室、2床室、4床室(個室及び2床室の利用には、別途料金をいただきます)

食 事:朝食 8時00分~ 9時00分

居食 12時00分~13時00分

夕食 18時00分~19時00分

※食事は原則として食堂でおとりいただきます。

入 浴:週に最低2回入浴していただけます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭 となる場合があります。

理 容:理容サービスを実施します。(理容サービスは、別途料金をいただきます)

◇面会時間

感染状況をふまえ、随時案内致します。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

なお、当施設には支援相談の専門員として相談指導員が常勤していますので、お気軽に ご相談ください。

(電話 047-426-5715)

※又、要望や苦情なども、医療・事務部長にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。その他、公衆電話脇・喫茶室に備え付けられた「ご意見箱」をご利用ください。

介護老人保健施設やすらぎご案内 短期入所療養介護(介護予防) 令和6年4月1日現在

◇利用料金:

(1) 短期入所療養介護の基本料金

①施設利用料(介護保険制度では要介護認定による要介護及び負担割合によって利用 料が異なります。以下は1日あたりの自己負担です。)

		要介護1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5
	加算型					
	個 室	892円	943円	1,009円	1,066円	1,122円
1	多床室	973円	1,026円	1,128円	1,149円	1,207円
割	基本型					
	個 室	838円	889円	955円	1,012円	1,068円
負	多床室	919円	972円	1,040円	1,096円	1,153円
						_
担	その他					
	個 室	823円	871円	938円	994円	1,049円
	多床室	902円	954円	1,020円	1,074円	1,131円
	加算型					
	個室	1,784円	1,885円	2,018円	2,132円	2,243円
2	多床室	1,946円	2,051円	2,256円	2,298円	2,414円
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
割	基本型					
	個 室	1,676円	1,777円	1,910円	2,024円	2,136円
負	多床室	1,839円	1,944円	2,079円	2,191円	2,307円
担	その他					
	個 室	1,645円	1,742円	1,877円	1,988円	2,098円
	多床室	1,803円	1,908円	2,039円	2,148円	2,262円
	加算型					
	個室	2,675円	2,827円	3,026円	3, 197円	3,365円
3	多床室	2,919円	3,077円	3,279円	3,447円	3,621円
		-				
割	基本型					
	個 室	2,514円	2,666円	2,865円	3,036円	3,204円
負	多床室	2,758円	2,916円	3,118円	3, 286円	3,460円
担	その他					
,	個室	2,467円	2,619円	2,815円	2,982円	3,147円
	多床室	2,704円	2,862円	3,058円	3,222円	3,393円
		, , ,				

※尚、上記料金には夜勤職員配置加算及びサービス提供体制強化加算 (Ⅱ) が含まれ、加算型には在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ) も含まれています。

②他加算等(前頁料金表に加算。)	1割負担	2割負担	3割負担			
※認知症(ケア)専門棟入所の場合。	81円/日	161円/日	241円/日			
※入所・退所に際して送迎する場合(片道。)					
	194円	388円	582円			
※療養食(疾病治療食用の食事)の提供を行	亍った場合。					
⑦1日1食	9円	17円	25円			
①1日2食	17円	34円	51円			
⑦ 1日3食	25円	51円	76円			
※個別リハビリテーションの実施。	253円/日	506円/日	759円/日			
※重度療養管理加算の対象となる場合。	127円/日	253円/日	380円/日			
※総合医学管理加算	290円/日	580円/日	870円/日			
※生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11円/日	21円/日	32円/日			
※緊急時対応を行った場合。						
⑦緊急短期入所受入加算	95円/日	190円/日	285円/日			
②認知症行動・心理症状緊急対応加算	211円/日	422円/日	633円/日			
※介護職員等処遇改善加算 (I) として、月の所定単位数の合計に7.5%を乗じた単						
位数が介護報酬に加算されます。						

(2) 介護予防短期入所療養介護の基本料金

①施設利用料(要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担です。)

		要支援1	要支援2
	加算型		
	個 室	709円	864円
1	多床室	745円	914円
割	基本型		
	個室	656円	810円
負	多床室	691円	860円
	7 0 11.		
担	その他	244 🖽	70 A FF
	個室	641円	794円
	多床室	678円	844円
	hn啓和		
	加算型 個 室	1,417円	1 797⊞
2	個 室 多床室	1,417円	1,727円 1,828円
	多外宝	1,409円	1,020
割	基本型		
<u> </u>	個室	1,309円	1,619円
負	多床室	1,381円	1,721円
	タルトユ	1,001 1	1, 121 1
担	その他		
,-	個室	1,282円	1,588円
	多床室	1,356円	1,687円
		, <u></u>	
	加算型		
	個 室	2,125円	2,590円
3	多床室	2,233円	2,742円
割	基本型		
	個室	1,964円	2,429円
負	多床室	2,072円	2,581円
	- T		
担	その他		
	個 室	1,923円	2,381円
	多床室	2,034円	2,530円

※尚、上記料金には夜勤職員配置加算及びサービス提供体制強化加算(Ⅱ) が含まれ、加算型には在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) も含まれています。

②他加算等(上記料金表に加算)	1割負担	2割負担	3割負担
※入所・退所に際して送迎する場合。	(片道) 194円	388円	582円
※生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11円	21円	32円
※療養食(疾病治療食用の食事)の	提供を行った場合。		
⑦1日1食	9円	17円	25円
①1日2食	17円	34円	51円
⑦ 1日3食	26円	51円	76円

※個別リハビリテーションの実施。 253円/日 506円/日 759円/日

※総合医学管理加算 290円/日 580円/日 870円/日

※緊急時対応を行った場合。

⑦緊急短期入所受入加算 95円/日 190円/日 285円/日

②認知症行動・心理症状緊急対応加算 211円/日 422円/日 633円/日

※介護職員等処遇改善加算(I)として、月の所定単位数の合計に7.5%を乗じた単位数が介護報酬に加算されます。

(3) その他の料金

- ①食 費(1食あたり) 朝食 500円 昼食 800円 夕食 700円 (但し、食費については負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ②滞在費(1日あたり) 個室 1,640円 多床室 500円 (但し、滞在費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)
- ※上記、①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階(第1 段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料(利用者負担 説明書)をご覧下さい。
- ③特別室利用料(1日あたり)*ただし、認知症専門棟は除きます。

個 室 Aタイプ 3,500円(税込) Bタイプ 3,300円(税込)

2床室 1,100円(税込)

④その他 (日用品費・教養娯楽費・理容代等) は別途資料をご覧下さい。

◇施設職員体制:

医 師 1名 作業・理学療法士 3名 薬 剤 師 1名 管理栄養士 1名 看護職員11名 調理 師 5名 介護職員28名 介護支援専門員 1名 支援相談員 1名 事務職員 3名

※員数は各サービス全体の必要数を記入

◇施設夜間体制:

看護職員1名・介護職員4名

(緊急の場合、併設病院の当直医・当直師長が対応いたします)

◇協力医療機関等:

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

• 協力医療機関

名 称 医療法人社団協友会 船橋総合病院

住 所 船橋市北本町1-13-1

• 協力歯科医療機関

名 称 えんどう歯科医院

住 所 船橋市前原東4-16-16

個人情報の利用目的 (平成17年4月1日施行)

介護老人保健施設やすらぎでは、利用者の尊厳をお守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下の通り定めます。

【利用者への介護サービスの提供の必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係わる当施設の管理運営業務のうち
- 一 入退所等の管理
- 一 会計・経理
- 一 事故等の報告
- 一 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
- 一 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業 所との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
- 一 利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 一 検体検査業務の委託その他の業務委託
- 一 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
- 一 保険事務の委託
- 一 審査支払機関へのレセプトの提出
- 一 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
- 一 医療・介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
- 一 当施設において行われる学生の実習への協力
- 一 当施設において行われる事例研究
- 一 当施設において行われる介護相談員への情報提供

〔他の事業者等への情報提供を係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 一 外部監査機関への情報提供

短期入所療養介護 (介護予防) 利用同意書

介護老人保健施設「やすらぎ」を入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所 療養介護利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して担当 者による説明を受け、十分に理解した上で同意します。

令和	牛	月	Ħ					
/利田老/	住	所						
〈利用者〉	氏	名					印	
. 	住	所						
〈身元引受人〉	氏	名					印	
施設長	長 殿							
請求書及び領収書の送付先(本約款第6条)								
	氏	名					(続柄)
	住	所						
	電記	番号		()		

緊急時の連絡先(本約款第10条3項)及び事故発生時の連絡先(本約款第11条3項)

氏 名		(á	売柄)
住 所			
電話番号	()	